

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 71,680 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 861,633 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和4年度 決算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	
			特 定 財 源				その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
			国庫支出金	道支出金	地方債				
民 生 費	社会福祉費	318,663	132,286	52,587		58,968	74,822	15,792	
	老人福祉費	50,799		415		23,040	27,344	5,771	
	児童福祉費	108,627	50,254	17,858		23,229	17,286	3,649	
	小 計	478,089	182,540	70,860		105,237	119,452	25,212	
衛 生 費	保健衛生費	383,544	43,200	3,782	54,800	61,603	220,159	46,468	
合 計		861,633	225,740	74,642	54,800	166,840	339,611	71,680	

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。